

議案第15号

長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成30年3月6日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

長与町における高齢者に関する事業の見直しに伴い、敬老祝金の支給額の改定を行うもの。

長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

長与町敬老祝金支給条例（昭和45年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「10,000円」を「5,000円」に改め、同条第2号中「30,000円」を「20,000円」に改め、同条第3号中「100,000円」を「80,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年5月1日から施行する。